

高校生留学促進事業補助金交付要綱

(平成24年6月13日教育長決定)

(平成25年6月4日一部改正)

(平成26年5月30日一部改正)

(平成28年4月20日一部改正)

(平成30年4月19日一部改正)

(令和4年6月9日一部改正)

1 総則

高校生留学促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 目的

高校生（道内の国公私立の高等学校、中等教育学校（4年次から6年次まで）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次まで）及び専修学校高等課程に在籍する生徒をいう。以下同じ。）の保護者に対し、海外留学する高校生（以下「留学生」という。）の留学費用の一部を留学支援金として支給することにより、高校生に国際的な視野を持たせる機会を確保し、海外の国との相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。

3 補助対象者

補助金の交付対象者は、留学生の保護者とする。

4 補助対象経費

(1) 留学費用のうち、自宅から留学先までの1往復分の交通運賃（空港税、燃油サーチャージ含む）、外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等、出国手続諸費用、査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用、海外傷害保険料、寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用、その他北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という）において必要と認める費用とする。

また、地方公共団体や民間団体が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合、当該プログラム参加費に上記費用が含まれている場合は、その参加費も対象とする。ただし、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料等）など、留学が決定する前に生じる費用及び留学先での学業以外の私的活動に係る費用は対象外とする。

なお、いずれも留学費用として支払いの事実を証拠書類で確認できるものに限る。

(2) 補助金の交付を受ける者が、他の民間団体等から奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等と補助金の総額が、(1)の留学費用の総額を超える場合は、その超える額について、補助金の交付額を減額することとする。

(3) 本事業は、文部科学省所管の「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金」に基づくことから、補助事業期間内（会計年度内）及びその前年度内に支払われた留学費用であれば、指令前着手を認め、補助対象経費とする。

5 補助率等

定額。

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号による告示様式。以下「教育様式」という。）について同じ。）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

7 交付の決定

教育長は、補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、交付の申請をした者に通知するものとする。

8 交付の条件

補助対象者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）の第1号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容を変更しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の増減が30

パーセント以内の場合は、この限りではない。

(2) 留學生徒がその留学予定期間を満了できない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

9 補助事業の変更

補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更承認申請書（教育第17号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

10 補助事業の中止又は廃止

補助対象者は、補助事業を中止又は廃止（以下「中止等」という。）しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（教育第19号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

11 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了した日又は中止等の承認の日から、30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（教育第24号様式）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

12 額の確定

教育長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

13 その他

(1) 「高校生交換留学促進事業補助金」の交付を受けた者が、同一会計年度内において、本補助金の交付を受けることはできない。

また、過去に本事業の補助金の交付を受けた者が再度対象となることはできない。

(2) 留學生徒の保護者は、留學生徒がその留学予定期間を満了できなかった場合、留学した期間や、既に支払われている補助金額を勘案した上で、文部科学省との協議により、補助金の一部又は全部を返納しなければならない場合がある。

(3) この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年6月4日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年6月9日から施行する。